4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が破堤等したことから、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するため、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　宮城県仙台市宮城野区役所

○北陸地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十四日　北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	糸魚川市大字歌字歌九八番六から同市大字歌字深谷九七五番六まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年七月二十四日

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（七月十九日）

（厚生労働省大臣官房付）　厚生労働事務官　中條　絵里

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　赤松　俊彦

厚生労働省に出向させる（以上七月二十日）

内閣府

内閣府技官（宇宙開発戦略推進事務局参事官）の併任を解除する（七月十五日）

（参事官（総括担当）（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付））内閣府事務官　佐藤　明生

文部科学省に出向させる（七月十七日）

（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））内閣事務官　矢作　修己

内閣府事務官（大臣官房）に転任させる

（文部科学省研究開発局海洋地球課長）文部科学事務官　林　孝浩

内閣府事務官（参事官（原子力担当）（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付））に転任させる

（総務省大臣官房付）総務技官　山口　修治

内閣府技官（宇宙開発戦略推進事務局参事官）に併任する

（参事官（原子力担当）（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付））内閣府事務官　室谷　展寛

参事官（総括担当）（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付）に配置換する

（大臣官房）同　上村　秀紀

内閣官房に出向させる

内閣官房（内閣人事局）同　水嶋　光一

小渡　久和

沖縄振興審議会委員に任命する

徳里　直樹

願に依り沖縄振興審議会委員を免ずる（以上七月十八日）

公害等調整委員会

（総務省大臣官房付）総務事務官　和久屋　聡

公害等調整委員会事務局審査官に転任させる（七月十八日）

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　大滝　則和

（同）同　前田　直哉

外務省に出向させる

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（各通）（七月十五日）

外務省

特命全権大使

ギリシャ駐箚を命ずる　清水　康弘

同

ジョージア国駐箚を命ずる　上原　忠春

同　樋口　和喜

エルサルバドル国駐箚を命ずる（以上六月二十二日）

（在中華人民共和国日本国大使館参事官（公使））外務事務官　高見　博

財務省へ出向させる（六月二十五日）

（大臣官房参事官（報道・広報・文化交流担当））外務事務官　大鷹　正人

総合外交政策局に併任する

領事局に併任する　西永　知史

（大臣官房広報文化外交戦略課長）同

大臣官房参事官に配置換する　安藤　俊英

報道・広報・文化交流担当を命ずる

（中東アフリカ局中東第二課長）同

大臣官房在外公館課長に配置換する

（在イラク日本国大使館参事官）同　松林　健一郎

中東アフリカ局中東第二課長に昇任させる

（大臣官房審議官兼総合外交政策局、領事局）同　水嶋　光一

在大韓民国日本国大使館参事官に転任させる

大韓民国駐箚特命全権大使を補佐し大韓民国に在勤する期間公使の名称を与える

（大臣官房在外公館課長）同　石月　英雄

在中華人民共和国日本国大使館参事官に転任させる

中華人民共和国駐箚特命全権大使を補佐し中華人民共和国に在勤する期間公使の名称を与える

（国際連合日本政府代表部参事官（公使））同　関口　昇

在タイ日本国大使館参事官に配置換する

タイ国駐箚特命全権大使を補佐しタイ国に在勤する期間公使の名称を与える

（在ウィーン国際機関日本政府代表部参事官（同））同　加納　雄大

在フィリピン日本国大使館参事官に配置換する

フィリピン国駐箚特命全権大使を補佐しフィリピン国に在勤する期間公使の名称を与える

（在マレーシア日本国大使館参事官（同））同　兒玉　良則

在ベルギー日本国大使館参事官に配置換する

ベルギー国駐箚特命全権大使を補佐しベルギー国に在勤する期間公使の名称を与える（以上七月一日）

（在タイ日本国大使館参事官（公使））外務事務官　内川　昭彦

在イタリア日本国大使館参事官に配置換する

イタリア国駐箚特命全権大使を補佐しイタリア国に在勤する期間公使の名称を与える（七月二日）

（総合外交政策局安全保障政策課国際平和協力室長）外務事務官　坂田奈津子

大臣官房国際報道官に昇任させる

（大臣官房国際報道官）同　金子万里子

中東アフリカ局アフリカ部アフリカ第二課長に配置換する

（中東アフリカ局アフリカ部アフリカ第二課長）同　濱本　幸也

国際法局国際法課長に配置換する

（国際法局国際法課長）同　御巫　智洋

在英国日本国大使館参事官に転任させる

英国駐箚特命全権大使を補佐し英国に在勤する期間公使の名称を与える（以上七月三日）